

藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づく会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会等一覧)

第2条 実施機関に置く附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）の庶務を担当する課等（以下「所管課」という。）の長は、審議会等の名称等を記載した審議会等一覧（様式第1号）を作成し、情報公開主管課長に報告するものとする。

(会議開催の事前公表)

第3条 会議開催の事前公表は、公開、非公開にかかわらず、遅くとも会議開催日の2週間前までに、市役所及び各市民センター等に次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせ（様式第2号）を展示するとともに、当該会議開催のお知らせに掲げる事項を藤沢市ホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、緊急に会議が開催される場合は、開催の決定後、速やかに展示等をするものとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題及び公開・非公開の別
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 非公開の理由
- (7) 傍聴手続に係る特記事項
- (8) 問合せ先
- (9) その他

2 所管課の長は、会議開催の事前公表に関する会議開催のお知らせ（様式第2号）を、会議開催日の2週間前までに、情報公開主管課長に提出するものとする。

(非公開の決定)

第4条 審議会等の長は、当該審議会等に諮って、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴等)

第5条 審議会等の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、審議会等は、傍聴を認める者の定員を定めなければならない。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 4 審議会等は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(会議資料の閲覧)

第6条 審議会等の会議に関する資料（原則として委員と同様）は、傍聴者の閲覧に供するものとする。

- 2 第4条の規定により非公開とする会議の資料は、前項の資料から除くものとする。

(会議録の作成等)

第7条 審議会等の長は、公開又は非公開の会議のいずれかにかかわらず、会議終了後速やかに会議録（様式第3号）を作成しなければならない。また、公開した会議の会議録の写しは、会議に関する資料とともに、所定の場所に備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日に属する年度の翌年度の末日まで市民の閲覧に供するものとする。

(運用状況の報告及び公表)

第8条 所管課の長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ会議開催状況（様式第4号）により、翌年度において情報公開主管課長が定める日までに情報公開主管課長に報告するものとする。

- (1) 会議開催日
- (2) 会議名
- (3) 公開・一部公開・非公開の別
- (4) 非公開理由
- (5) 傍聴者数

- 2 情報公開主管課長は、毎年度1回、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 3月19日から施行する。

会議開催のお知らせ

会議名	
議題及び公開・非公開の別	
開催日時	
開催場所	
傍聴者の定員	
非公開の理由	
傍聴手続きに係る特記事項	
問合せ先	
その他	

会 議 録

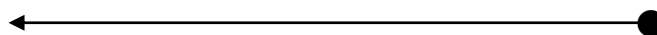
会 議 名			
開 催 日 時			
開 催 場 所			傍聴者数
出 席 者	審議会等の長		
	委 員		
	事 務 局		
議題及び公開・非公開の別			
非公開の理由			
審議等の概要			
そ の 他			

(様式第4号)

年度 会議 開催 状況

No.	開催日	会議名	公開	一部公開	非公開	非公開理由	傍聴者数

(非公開の理由)



- 1 他の法令により特別の定めがある場合
- 2 藤沢市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する場合
 - ア 第1号 (個人に関する情報)
 - イ 第2号 (法人等に関する情報)
 - ウ 第3号 (審議等に関する情報)
 - エ 第4号 (事務等に関する情報)
 - オ 第5号 (法令等の規定による情報)
- 3 公開することにより、会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

